

29 自立支援医療（精神通院医療）を受けるには

自立支援医療（精神通院医療）とは、精神障害のため通院による精神医療を継続的に要する程度の病状の方を対象として行われる医療です。医療費の自己負担分は一部公費負担されます。

1 申請者

県内に居住する通院による精神医療を継続的に要する精神障害者又はその方の保護者

2 申請手続き

(1) 申請窓口

居住地の市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課（仙台市内にお住まいの方は各区役所障害高齢課）に提出してください。

(2) 必要な書類

- イ 申請書（様式は申請窓口に用意しています。）
- ロ 医師の診断書（様式は申請窓口に用意しています。）
- ハ 受診者と同一の世帯の所得の状態が確認できる資料（市町村民税、課税証明書等）
- ニ 受診者と同一の世帯の医療保険の加入状況が確認できる資料（被保険者証等）

3 有効期間

1年間

4 受給者証交付後必要とする届出事項

- (1) 居住地、氏名が変わった場合
- (2) 所得の状況が変わった場合
- (3) 世帯の状況が変わった場合
- (4) 保険の種類が変わった場合
- (5) 指定自立支援医療機関が変わった場合

〔問い合わせ先〕

- ・各区役所障害高齢課、市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課
- ・県精神保健福祉センター TEL 0229-23-0021
- ・仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）
TEL 022-265-2191
- ・県精神保健推進室（精神保健推進班）TEL 022-211-2518